

元号の変更に伴うレセプト等の請求の取扱いについて（歯科）

1 レセプトの請求に係る事項

(1) 紙レセプトによる請求

診療報酬請求総括表、診療報酬請求書及び診療報酬明細書において、旧元号による記載がされている場合であっても、当分の間、新元号に読み替えて取扱うこととします。

(2) 電子レセプトによる請求

記録条件仕様に年号区分コード「5：令和」が追加されたことから、新元号施行日以降の年号を記録する場合は、年号区分コード「5：令和」を使用するようお願いいたします。

なお、やむを得ず年号区分コード「4：平成」で記録された場合であっても、当分の間、「5：令和」として処理します。

おつて、電子媒体の請求に併せて提出頂いている「光ディスク等送付書」において、旧元号による記載がされている場合であっても、当分の間、新元号に読み替えて取扱うこととします。

2 再審査等請求に係る事項

(1) 紙による再審査等請求

「再審査申出書」及び「診療報酬明細書等取り下げ依頼書」において旧元号による記載がされている場合であっても、当分の間、新元号に読み替えて取扱うこととします。

(2) オンラインによる再審査等請求

新元号施行日以降の年号を記録する場合は、年号区分コード「5：令和」を使用するようお願いいたします。

なお、やむを得ず年号区分コード「4：平成」で記録された場合であっても、当分の間、「5：令和」として処理します。

また、新元号に対応した「医療機関再審査等請求ファイル作成ツール」を「オンライン請求システム」の「マニュアル」に掲載しましたので、ダウンロードの上、ご利用ください。

3 重度心身障害者医療費助成事業に係る事項

(1) 紙媒体による情報の提供

「紙レセプト写し」及び「紙レセプト写し総括表」等の保険医療機関等提出様式において、旧元号による記載がされている場合であっても、当分の間、新元号に読み替えて取扱うこととします。

(2) 電子媒体による情報の提供

記録条件仕様に年号区分コード「5：令和」が追加されたことから、新元号施行日以降の年号を記録する場合は、年号区分コード「5：令和」を使用するようお願いいたします。

なお、やむを得ず年号区分コード「4：平成」を使用した場合であっても、当分の間、「5：令和」として処理します。

おって、電子媒体の情報提供時に併せて提出いただいている「電子レセプト写し送付書」等の保険医療機関等提出様式において、旧元号による記載がされている場合であっても、当分の間、新元号に読み替えて取扱うこととします。

山梨県国民健康保険団体連合会

審査管理課 TEL055-223-2112

審査業務課 TEL055-223-2114